

ニュージーランドの就学前教育から学ぶ

日本の「子育て支援」と「幼保一元化」の課題

～ 「プレイセンター」と『テ・ファリキ』を手がかりに ～

久保田 カ

本稿は、研究論文ではなく、後進の New Zealand 研究、もしくは、Playcentre 研究のための問題提起や、課題の明確化を目的とする研究ノートである。また、2011 年 8 月に実施した New Zealand の Northland 地方における Playcentre 数ヶ所でのフィールドワーク記録が付記されている。

はじめに ～ニュージーランドとの出会い～

書物や映像を通し、羊とウールとオールブラックスの知識しか持たなかった私とニュージーランドとの本当の出会い、つまり、大学教員としての仕事の中核に置く「プレイセンター（父母や保護者の自主運営的子育て相互支援／就学前教育活動）」との邂逅から、既に二十年が経っている。きっかけはH氏、ニュージーランドでの日本語教員経験をもつかつての同僚（常葉学園短期大学）だ。「ニュージーランドには、幼稚園でも保育所でもないユニークな就学前教育機関がある。上手く言えないが、親たちが自主運営している保育所みたいなもの。『プレイセンター』というのだが、あなたの専門領域からして興味関心を持たないか？」という、何気ない一言から始まった。

幼稚園でも保育所でもない？ 親たちによる自主運営？ 就学前教育を展開する保育所？ そういう素朴で素人的な疑問や問題意識を持ちながら、これまで日本ニュージーランド学会・日本保育学会・日本生涯教育学会などでの研究発表、各種研究紀要への投稿、そして、静岡県・三重県・愛知県・長野県などでの「（日本版）プレイセンター」の展開を試みてきた。そして今は、相模女子大学で《子育て支援センター》の立ち上げにともない、子ども教育学科での担当科目「子育て支援論」「子育て支援実践研究」と連動させつつ、親と女子大生との協働による「（日本版）プレイセンター」の可能性を探っている。

「プレイセンター」の研究やその日本の実践を試みる過程で、必然的にニュージーランドの統合的就学前教育課程（カリキュラム）『テ・ファリキ』の存在とユニークさにふれ、試行的全訳にも挑戦した。ニュージーランドを語る際、先住民族マオリとマオリ文化の位置づけの議論を避けては通れない。『テ・ファリキ』というマオリ名が付された統合的就学前教育課程の存在は、彼の国の「多文化共生」指向性の一象徴でもある。そして、その作成過程に、幼児教育・児童福祉関係者（行政担当だけでなく専門職者も）や研究者だけでなく、「プレイセンター」を支える一般の親たちが多く参画している点を知るによび、幼稚園・保育所という制度が明確に確立し浸透しているがゆえに、そこに対する社会的依存性が肥大している日本の現状を反省するヒントが得られた。

その他にも、「教育の機会均等」主義のニュージーランド的現われとしての就学前教育機関の多様性など、とにかく、「プレイセンター」と『テ・ファリキ』との関わりを通じて学ばされたことが多い。本稿では、付与の紙数内でそれらのいくつかを紹介したい。

Ⅰ. 「教育の機会均等」を実現する就学前教育機関の多様性

1. 日本における「教育の機会均等」主義

法治国家としての日本における「教育の機会均等」主義は、日本国憲法第 11 条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない（後略：基本的人権の尊重）。」、同法第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は門地により、政治

的、経済的又は社会的関係において、差別されない（後略：法の下での平等）。」、あるいは、同法第 26 条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする（受教育権および義務教育）。」や教育基本法第 4 条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地域又は門地によって、教育上差別されない。②国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。③国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」などの条文に、明確な形で規定されている。しかし、法的根拠群の列挙だけでその実現が保障されるわけではない。

日本の場合、就学前の乳幼児（とりわけ 3～5 歳児）は、家庭や（児童養護施設や肢体不自由児施設などの）児童福祉施設、その他の特殊ケースを除くほぼ全員が幼稚園か保育所に通って（通わされて）いる。就学前児のための居場所普及率は世界最高水準にあり、それ自体は大いに誇り得るものであろう。だが、学校教育法が根拠の「学校」としての幼稚園と、児童福祉法に基づく「児童福祉施設（全 14 種類）」の一つとしての保育所では、おのずからその存在目的が異なっている。つまり、同じ 4 歳児の居場所でありながら、そこには「学校」と「児童福祉施設」という異なる二種類が存在している。このことは、「教育の均等」原則に抵触しないのだろうか。

2. 幼稚園と保育所による二元化構造

幼稚園は、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする（学校教育法第 22 条）」教育機関である。また、保育所は、「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする（児童福祉法第 39 条）」児童福祉施設である。周知の通り前者は文部科学省に、後者は厚生労働省により管轄され、両者の幼児教育活動や保育活動内容の国家的基準が、言うまでもなく『幼稚園教育要領』と『保育所保育指針』であり、両者は別個なものとして存在している。

ここで問題となるのは、両者を合わせた就学前児のための極端に高い居場所普及率ではない。その二元的で二分的な分離（分裂）構造、つまり、とくに 3～5 歳児について言えば、相互に異なる幼児教育活動・保育活動基準の上に日常的園生活が想定されているという点であり、ここにこそ、日本の「教育の機会均等」原則の画餅としての問題がある。

同年齢児でありながら異なる幼児教育や保育の活動基準を持つということの問題性は、後述の『テ・ファリキ』の項で別角度から論議することとして、ここでは、近年再び日本で活発に論じられている就学前教育機関「幼稚園」と児童福祉施設「保育所」との統合、いわゆる「幼保一元化」問題に対し、ニュージーランドの就学前教育が与える示唆について述べよう。

3. ニュージーランド就学前教育の多様性

ニュージーランドの就学前教育機関には、いわゆる「幼稚園」や「保育所」の他、前出の「プレイセンター」、先住民族マオリの子どもを対象とする「テ・コハンガレオ（「言葉の巣」の意味）」、南太平洋の島々からの移住民の子弟のための「島嶼部プレイグループ」、「自宅型保育所（日本の「保育ママ」に類似）」や「臨時保育所」、「通信制幼稚園」にいたるまでの複数が存在し、それぞれの子育て家庭がおかれている多様な地理（物理空間）的・経済的・地域社会的状況に対応している。

それとは対照的に、日本での「幼保一元化」論の特徴は、一元化が制度的・機関的な統合や統一とほぼ同じ意味に使われるという点にある。言うならば、「十把一絡げ（すべての子どものために一つの機関を提供すること）」こそが、「教育の機会均等」原則の保障に繋がるとの発想があるようだ。

当初の目論見とは余りに乖離している低普及率に終始する「認定こども園」、民主党政権が掲げ始めた「子ども園・こども土」の構想などは全て、制度や機関の一本化を目指すものである。多種多様な状況

下で育つ子どもたちだからこそ色々なものがあるという、「子どもの視点からの多様性」という発想が余りに乏しいのだ。

4. ニュージーランド型「幼保一元化」の可能性

後述の通り、ニュージーランドでは就学前児のための教育課程（カリキュラム）を『テ・ファリキ』に一本化し、その前提に基づいて多様な機関を子どもの状況に応じて存在させている。つまり、「通う（通わされる）機関は違えど、受ける教育の内容や質（レベル）は変わらない」というのがニュージーランド型の「幼保一元化」、「教育の機会均等」原則具現化の方法であり形なのだ。「同じにすべき」は制度や機関ではない。「教育を受ける」権利や「教育の機会均等」原則や「子どもの最善の利益」を保障されなければならない子どもの視点に基づく真の意味での「幼保一元化」が、私にはこの就学前教育機関の多様性と統合的の就学前教育課程の併存にあると思えてならない。

新しい教育基本法（2006年12月改正）に付加された内容の事例に、同法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。（後略）」、同法第11条「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、（後略）」があるが、これらは教育（とりわけ乳幼児教育）が国家にとって最高レベルに重要な社会的な先行投資、より良い未来や将来を手に入れるために現時点で選択・実施すべき国家的戦略であるとの認識に基づき述べられている。

その意味においても、オトナの都合や論理に基づく制度的・機関的統一という視座から一度離れ、ニュージーランド的な就学前教育機関の多様性にヒントを求めながら再度、日本の「幼保一元化」を吟味検討する必要がある。

Ⅱ. 「プレイセンター」が示唆する日本型「子育て支援」の問題点

1. 子育て相互支援活動としての「プレイセンター」

約70年前（第二次世界大戦の前後）、ニュージーランドで自然発生的に誕生した「プレイセンター」は、類似するものなら日本にもあるが、それに相当する活動がほとんど見られないため、また、説明のための視点や視角も数多く存在するため、全体を適切に説明することが難しい。ゲームセンターや公民館のように具体的な場や施設設備を指す言葉では無論なく、親や保護者による自主的で協働的な子育て相互支援とでも呼ばざるを得ない。親（保護者）による自主的・協働的運営が行われるため、そこで展開される幼児教育や保育を担うプロフェッション（専門職）が存在しない。つまり、専門職としての園長・保育士・先生などがおらず、わかり易く言えば、「お互いがお互いの子どもの面倒を当番制で看合う」活動であり、その領域は「セッション」と「ワークショップ」に二分される。

2. 「セッション」と「ワークショップ」

「セッション」は「遊び」の時間と空間をオトナとコドモとで共有する活動で、「プレイセンター」の親（保護者）たちが半世紀以上かけて精選してきた16種類の「遊び」の中から、毎回コドモに自由に選択させ、そこにオトナが参加させてもらうというものだ。「セッション」でのコドモのパートナー（保育所で言えば保育士）は、各プレイセンターに所属する親（保護者）であり、もち論それは母親だけに限定されない。

一方、「ワークショップ」は「セッション」や「プレイセンター」の自主的・協働的運営を可能にするための自主ゼミ的学習会であり、そこでは「人間にとっての『遊び』の重要性」「家庭やプレイセンターでの危険回避や危機管理の方法」「コミュニケーション能力の向上」など、多種多様なディスカッションや演習・実習が展開される。前記「セッション」だけ取り上げると、日本の「自主保育」や「子育てサークル」と似ていなくもないが、それらとの最も大きな異なりは、この「ワークショップ」の緻密な展

開にあらう。

その他、「プレイセンター」の歴史的発展過程と現状、全国組織「ニュージーランド・プレイセンター連盟（NZPF）」と30を超える地区協会との連携協力関係、推奨される「遊び」、親（保護者）のための社会教育機関としての側面など、説明すべき点が多い。ここでは「プレイセンター」が日本の「子育て支援」に与える示唆という視点から、とくにその中に見出せる「子育て支援」の原点、「自主性」と「協働性」に焦点を当ててみよう。

3. 日本の「子育て支援」の他力本願的傾向

2006年の日本における教育基本法の改正で付加された内容のうち、「就学前教育」という本稿の視座からして最も重要視すべきは、第10条「家庭教育」と第11条「幼児期の教育」である。前者の第1項は「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう務める」と述べ、また、後者は「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」とする。

人間形成の基礎・基本的過程としての乳幼児期の最重要性、および、子どもの教育に関する責任の核が父母（保護者）にあることは、わざわざ揚言するまでもない自明の理であろうが、残念ながらそれを法律の条文として書かざるを得ない事情が現在の日本にはある。いわゆる「家庭教育力の低下」という問題である。この視点から「プレイセンター」が与える日本への示唆を考えれば、そこには（とりわけ初期における）国家政策「子育て支援」に垣間見られる若い親たちへの「甘やかし」とでも呼ぶべき傾向に対する反省や批判的思考の必要性が見えてくる。つまり、「やってあげる（代行）」ばかりの「子育て支援」では、親が親として、そして、保護者として成長する機会が失われてしまう。若い親たちの間に、「色々な子育て支援をしてもらえる」という精神文化が醸成されつつあることを危惧するのは、はたして筆者だけだろうか。

4. 普遍的な社会機能としての「子育て支援」の変容

子連れの親を見かけると思わず声をかけてしまう・席を譲ってしまう・微笑んでしまう等、日本の社会や文化の中には子どもや子連れに対する温かい眼差し、すなわち、社会機能としての「子育て支援」が、歴史的・伝統的・普遍的に存在してきた。「子育て支援」という言葉を用いるまでもなく、私たちの周囲にはそれがあった。

この普遍的な社会機能としての「子育て支援」に現代的意味や内容を付加する契機となったのが、1989年度の合計特殊出生率（一女性が生涯に出産する子どもの数の全国平均値）から命名された「1.57ショック」であり、それ以降、重大で深刻な社会問題として急速に認識されるようになった「少子（社会）化」問題である。「1.57ショック」とは、その年生まれの女性は男を食い殺すという迷信がある「丙午（ひのえうま：1966年）」のそれを、既に長期的低下傾向を示していた右肩下がりのグラフの数値が遂に下回った事件をいう。

これ以降、1994年には文部・厚生・労働・建設の四大臣合意に基づく「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が、1995年には「緊急保育対策等五か年事業」が、そして、1999年には「新エンゼルプラン」の名で知られる「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」等が発表され、少子（社会）化問題対策は、男女共同参画社会化・高齢化社会への対応と並ぶ重要かつ緊急の国家的プロジェクトとして位置づけられた。

5. 「プレイセンター」の自主性指向が示唆するもの

ここで少子（社会）化対策のための諸施策を仔細に検討する意図はない。一つだけ指摘しておくべきは、国家政策「子育て支援」は明らかに「少子（社会）化」への対応を目的とするものであり、元来の子育て支援とは次元を異としていた点である。端的に言ってそれは、子どもの数（出生数や合計特殊出生率）の減少に歯止めをかけ、できればその回復（増加に転じる）を狙ったものである。「子どもを産み、

育てやすい社会の実現」という美辞麗句の裏側にあるのは、「(若い親たちが) どうすればもう一人子どもを持ってくれるか」という問題意識であり、それは当然、父母たちの子育て上の便宜や利便性の最優先という傾向や発想を生んだ。親たちの言い分や都合が先行し、それらを行政サイドが「社会的ニーズ」という耳ざわりのいい言葉で呼び、また、大事にすることで、結果として皮肉なことに、親たちから子育てに関する責任意識や義務感、あるいは、子どもとのコミュニケーション(子育て)の機会すら奪い取ったとも言える。

「地域社会が子どもを育てる」「地域社会による子育て支援」という類のスローガンは、その長期的影響や危険性がキチンと論じられる前に、親たちに「家庭教育のアウトソーシング(外注化)」とでも呼び得る発想を醸成してしまったようである。

「自分たちの子どもは自分たちで育てる」という、至極当然な原理や原則が崩壊しつつある現代日本の子育て状況に対して「プレイセンター」は、自分がすべきこと・自分でできること・自分たちでし合わなければならないことは何かを、再度考えさせてくれる。

6. 「プレイセンター」の協働性指向が示唆するもの

時代小説の妙手、故・藤沢周平の「市井物(江戸庶民の日常生活に題材を求めた作品群)」を読んでいると、「もらい乳(ちち・ち)」という言葉に出会う。何かの事情で母親や母乳から切り離されざるを得なくなった赤ん坊のために、近所や知り合いの子持ち女性からオッパイをもらおうという場面だが、筆者はここに「子育て支援」の原点を見る。言うなれば、「お互いさま」の精神文化である。

「もらい乳」に始まり、お互いにお互いの子どもを預かり面倒を看合うという類の子育て相互支援の精神文化は、既に述べた通り、かつての日本にはあった(少なくとも半世紀ほど前までは)。だが、その相互支援活動に見られた「協働」性は、少子化問題対策としての国家政策「子育て支援」の展開により急速に弱まっていった。

国家政策「子育て支援」は、その基礎・基本の部分で「子どもの数の回復」が至上命題とされており、子育てをめぐる協働的活動の中で親たちを育てるという視点を欠いてきた。幼い子どもに笑顔を向ける・子連れの母親に声をかける・座席を譲るという類の子育て支援をめぐる一種の潜在的精神的美德が、国家政策「子育て支援」により拡大深化されることはほとんどなかったのである。今、最も重要な行政課題とされる「待機児童ゼロ」は、まさにその典型である。

「子育て支援」が本来有する「協働」性の喪失は、「子育てはお互いに助け合う・支え合うもの」という観念を希薄化し、「子育ては(行政やNPO等の)誰かにやってもらう・誰かがやってくれる」的発想を醸成しつつある。

「プレイセンター」が教えてくれること、私たちがそこから学び得るものの第一は、まさにこの「子育て支援」の本来的な「協働」性の重要性だと言える。子育てに関する多種多様な不安や悩みを抱える親にとって、最も身近で最も頼もしい相談相手とは誰か、否、誰であるべきか。それは間違いなく、同じ時代に、同じ社会の中で、同じような年齢段階の子を持ち、同じような不安や悩みを抱える他の親たちである。子育てに悩み苦しむ親にとっての最良の助言や癒しは、第三者から上意下達式に与えられるものではなく、子育て中の親同士が不安や悩みを出し合い、議論し合う中から生み出されるものであろう。

「プレイセンター」が目指す子育ての相互支援は、この点からも改めて評価されるべきだ。

Ⅲ. 統合的就学前教育課程『テ・ファリキ』から学ぶ

既述の通り、幼稚園には『幼稚園教育要領』、保育所には『保育所保育指針』が存在し、内容的には相互に高い類似性を有しているとはいえ、相変わらず二元的に展開される日本の就学前教育や保育とは大きく異なり、ニュージーランドの就学前教育は『テ・ファリキ(Te Whāriki)』というマオリ語の名をもつ統合的な教育課程(カリキュラム)に基づいて運営されている。「テ・ファリキ」とは元来、マオリたちに伝わるタータンチェック様の工芸品(織物)の一種であり、就学前教育の構造が、基本的構成原理

としての「資質能力の向上・心身の調和のとれた発達・家族や地域社会との繋がり・人間関係の形成と維持」という縦糸、そして、具体的構成要素としての「健康と安全・所属意識と安心感・社会的協働への参加と貢献・コミュニケーション活動・知的探究と自主的学習活動」という横糸によるマトリクス状に構想されていることからこの名が付けられた。そして、この「4×5」格子構造の上に、数多くの教育内容が具体的行動目標群として配置されている。

1986年以降、ニュージーランドの多様な就学前教育機関は教育省に管轄が一本化され、1996年の『テ・ファリキ』の発表により、もう一步進んだ教育内容面での就学前教育の統合が試みられている。『テ・ファリキ』についての具体的解説は別稿に譲るが、それから日本が学び得ることについて改めて整理してみると、どうやら次の五点になろう。すなわち『テ・ファリキ』は、

- ① 「教育の機会均等」原則を具現化する方策のヒントになる
 - ② 「幼保一元化」論の隘路状態脱却のヒントになる
 - ③ 「多文化共生社会」指向的な教育を実現するヒントになる
 - ④ 「父母（保護者）との連携協力」関係を構築するヒントになる
 - ⑤ 「行動科学」指向的教育課程編成のヒントになる
- ということである。

1. 「教育の機会均等」原則具現化のためのヒント

I. で述べた通り、ニュージーランドでは異なる二つの次元で乳幼児を対象とする「教育の機会均等」原則を具現化・実現化させている。一つは、多種多様な子どもや親（保護者）のニーズに対応するための就学前教育機関の複数化であり、他の一つが、『テ・ファリキ』による就学前教育の内容的統合である。

日本国憲法第11条が「基本的人権の尊重」を唱い、同法第14条が「法の下での平等」を述べ、教育基本法第4条は「教育の機会均等」を明確に規定しているにもかかわらず、とくに3～5歳児では、その原則が守られているとは言い難い。「幼稚園の保育所化・保育所の幼稚園化」なる言葉が存在するように、両者がお互いに酷似した形で日本社会の中に並存していながら、そして、幼保一元化・認定こども園・子ども園の議論が盛んに展開されていながら、「幼稚園は『教育』機関（学校）であり、保育所は『児童福祉』施設である」「教育と保育は異なる」等の不毛な議論が今も続けられている。

「学校か児童福祉施設か」「教育か保育か」という分類目的の議論は、明らかにオトナの都合に基づくものであり、育ちの中核に位置づく子どもたちには、何の差異も相違もあり得ない。同年齢の子は、同じ内容・質・レベルの教育を受ける権利を有するのであり、この意味で、就学前教育課程の『テ・ファリキ』への一本化は特筆に値する。

2. 隘路状「幼保一元化」論に向けてのヒント

日本の「幼保一元化」論が行き詰っていることは、今や誰の目にも明らかだ。制度や機関の統合を意図した「認定こども園」や「こども園」だが、結局は既存の幼稚園・保育所の継続を前提に展開されている。全国4,000ヶ所を目指したはずの「認定こども園」がその目標達成に大きな遅れを生じているのは、「子どもの最善の利益」以前に、既存幼稚園・保育所の関係者の既得権益死守的姿勢の現われと見ることができる。

就学前児のための居場所が、ほぼ拮抗する形で幼稚園と保育所とに二分化された社会では、その二本柱の一本化は極めて困難なのだろう。もしかすると、制度や機関を一つにするという意図や発想に根本的な誤りがあるのかもしれない。「色々なモノ」の並存が苦手であり、「同じ」ことに価値を置きたがるのは日本人の精神文化の一特徴だが、隘路に陥っている「幼保一元化」論から脱却するには、ここで一度、制度や機関の統一という発想を捨てる勇気が必要なのであろう。そして、複数の就学前教育機関を認めた上での新たな「幼保一元化」とはいかなるものかに対する一つの答えが、まさに『テ・ファリキ』なのだ。すなわち、就学前教育課程の統合である。1. でふれた「教育の機会均等」を、学ぶ場や機関や方法は異なっても、その目的や目標や内容は同一であるべきだとする考え方である。

3. 「多文化共生」教育実現のためのヒント

外国人労働者や観光客・海外帰国子女・海外留学生などの増加、国際社会における日本の位置づけの変化等を背景として、国際理解教育・異文化理解教育・多文化共生教育なる言葉が多用されている。学校教育上では、1989年の第六次「学習指導要領」で高等学校「外国語」科に「オーラルコミュニケーション」が新設され、「地理歴史」科から「世界史」が必修科目となったのを契機に、「日本＝単一民族・同質文化」的図式に基づく十把一絡げ的教育への反省的機運が高まっている。日本人か否かという比較に止まらず、日本人同士でも異なる文化の上に生きているという認識を持ち、相互の文化（人権）を尊重しながら協働的に社会を作り上げることを意図する学校教育が漸く意識され始めたということだ。

この試みが順調か否かは別問題だが、その議論に『テ・ファリキ』が与える示唆にはやはり大きなものがある。それについて筆者は、拙稿『『テ・ファリキ』はなぜマオリ語か？（現代と保育, Vol. 69, pp. 84-88., 2007.）』において、①そもそもマオリ語の名がつけられている ②英語版とマオリ語版が合本されている ③教育内容の具体的構成要素「社会的協働活動への参加と貢献」に多文化共生社会への指向性が明確に述べられている等をあげて考察したことがある。

上記③を補足すれば、「社会的協働活動への参加と貢献」の下には、①諸々の資質能力・性別・年齢・人種や民族・文化的背景の違いにかかわらず、全員に公平な機会が与えられる環境の体験 ②誰もが個人として尊重される環境の体験 ③他人と同じ場や機会での学習活動を促される環境の体験 という三つの目標が設定され、例えば、「各自の文化に裏打ちされた個人の価値を大事にする感覚を身につける」「自分の周囲にある生活習慣や慣例や行事が他人のものと異なることを知る」「多様性・公平性・平等性に関する基本的感覚を身につける」「自分と他人の人種や性の違いに気づき、それらを受容する態度を身につける」「相手の立場に立ち相手を思いやる態度を身につける」「マオリ語を自分と関係の深い生活言語として受け止める」等の具体的行動目標が掲げられている。

ちなみに、日本の『幼稚園教育要領』や『保育所保育指針』には、領域「人間関係」に抽象度の高い記述方法で類似した内容が書かれて入るが、具体的行動目標群を列挙するというレベルにまでは到っていないようだ。それは、おそらく私たちの中にまだ、日本人や日本文化をめぐる紋切り型・十把一絡げ的なイメージが残存しており、「詳しく具体的に述べなくても事足りる」風の発想があるからなのだろうか。この感慨は、沖縄県の幼稚園や保育園でのフィールドワークを通じて、強く持ったものである。

4. 「父母(保護者)との連携協力」関係構築のためのヒント

近年、日本の『学習指導要領』や『幼稚園教育要領』や『保育所保育指針』では、「学校（園）と家庭との連携協力」なる文言が多用される。もち論それは、学校教育と家庭教育とが本来、役割や責任の分担を明確に峻別し得ないこと、家庭教育力の低下問題に対する専門職組織としての学校（教員）の対応の必要性、あるいは、学校（教員）と親（保護者）との間での意思疎通を図るため等の理由に基づくが、『テ・ファリキ』はここにも、二つの視点からの有益な示唆を与えてくれる。一つはその作成過程に一般の親（保護者）が多く参加していたという点、もう一つは「プレイセンター」を典型として、多くの親（保護者）により実際に活用されているという点である。

一点めについて述べる。『幼稚園教育要領』や『保育所保育指針』の編成過程に、幼児教育行政・児童福祉行政担当者、研究者などの学識経験者、そして、幼稚園・保育所の関係者（各種全国組織の代表など）が関わっていることは確かだろう。しかし、そこに一般の親がどれほど参画しているかを考えると、少なからず心もとない状況である。自分の子どものための教育課程でありながら、しかも、彼らに対する教育の第一義的責任（教育基本法第10条）を負わされる親でありながら、それとの関わりをほとんど持ち得ないのが日本の現状なのだ。

ところが、『テ・ファリキ』の成立過程には、例えば「プレイセンター」の全国組織NZPF（ニュージーランド・プレイセンター連盟：New Zealand Playcentre Federation）の代表が正規のメンバーとして加わっている。「プレイセンター」には幼児教育研究者（大学教員など）が助言者もしくは協働的パートナーとして加わる場合もあるが、そこにいるのは基本的に親（保護者）である。すなわち、「プレイセ

ンター」の代表とは一般人としての親なのだ。『テ・ファリキ』が教える学校（園）と親（保護者）との間の密接な連携協力関係や協働関係の可能性の一つがここにある。

それにしてもなぜ、一般人としての親たちの『テ・ファリキ』参画が可能なのか。人口約四百万人という物理的条件から生じる「人手が足りない」状況のせいだと短絡的に見ることも可能だが、筆者はそこに、キウイたちの「自分のことは自分でやる」という一種の精神文化の存在を考える。何かの事情で、保育所や幼稚園や「プレイセンター」等にわが子を預けざるを得ないとしても、そこにおける教育に対して彼らは、子どもの教育に第一義的責任を負う者としての自覚を（意識的・無意識的を問わず）持っているということだ。それは、二点めの「プレイセンター活動での父母たちによる『テ・ファリキ』の活用」のされ方と強く関わっている。

客観的調査データは持ち合わせないが、『幼稚園教育要領』や『保育所保育指針』が親（保護者）たちに読まれることはほとんどない。それどころか、その存在すら知られていない場合も多い。幼稚園や保育所にわが子を託す親（保護者）からしてそうなのだから、その内容までを熟知している一般人など、まず間違いなく皆無に近い。プロフェッション（専門職）としての幼稚園教諭や保育士たちに対する厚い信頼がそうさせていると、好意的に考えることもできる。しかし、専門職たちへの一方的信頼感が、親たちに一種の丸投げ的な教育責任の転嫁や放棄を生んでいるとの指摘を無視するわけにはいかない。

「プレイセンター」には専門職がいない。オトナとコドモの両世代による「遊び」の共有である「セッション」では、当番制で保育士や幼児教育者の役割が回ってくる。しかも、「プレイセンター」が幼児教育機関の一種としてニュージーランド政府に公認されている以上、「セッション」は無目的な「遊び」ではなく、それはれっきとした就学前教育の側面を持たなければならない。したがって、「セッション」での活動内容は統合的就学前教育課程『テ・ファリキ』に準拠しなければならない。つまり、「セッション」では必然的に『テ・ファリキ』が最も重要な学習課題の一つとして指定される。つまり、「プレイセンター」に参集する親（保護者）たちは、必然的に『テ・ファリキ』と関わらざるを得なくなり、日本の現状からは想像し得ないほど濃密な、統合的就学前教育課程との関係が表出されるのである。

この意味で『テ・ファリキ』は、私たちが通常看過している幼稚園や保育所での教育や保育への無関心さや責任転嫁・放棄を改めて知らしめてくれている。

5. 教育課程の行動目標化のためのヒント

本項の最後に、「他人の気持ちを思い遣る」「生命に対する畏敬の念をもつ」等の抽象的で主観的で曖昧な言語で語られることが多い教育の目的・目標あるいは内容を、具体的行動目標として設定するためのヒントがそこにある点をあげておこう。

1960年代のアメリカには、「行動科学 (Behavioral Sciences)」の影響を受けたC B T E (Competency Based Teacher Education) と呼ばれる教員養成教育改善の動きがあった。例えば、「児童生徒への深い愛情」「学校教育に対する強い情熱」などの抽象度の高い言語で教員の資質能力を論じるのではなく、そのような深い愛情や強い情熱を有するのであれば、教員としての日常生活の中で「具体的に何ができるか」を明らかにし、その行動の形成と獲得を教員養成教育の目標として設定しようという発想である。

『テ・ファリキ』の既述方法は、このような行動科学的研究動向からの影響を受けていると思われる。『幼稚園教育要領』や『保育所保育指針』をより親（保護者）に近いものとし、また、幼児教育や保育の専門職たちに対して自己評価のための明確な指標を与えるために、『テ・ファリキ』に盛られた就学前教育における行動目標群は改めて精読玩味されるべきである。

なお、『テ・ファリキ』の全訳について、前々任校の研究紀要に掲載した試訳でよろしければ参考資料として差し上げたい。c-kubota@star.sagami-wu.ac.jp までご連絡を乞う。

ニュージーランドからの学びを活かすための課題 ～まとめにかえて～

ニュージーランド就学前教育から何を学び得るかについて、「就学前教育機関（施設）の多様性」「子育て相互支援活動『プレイセンター』」「統合的就学前教育課程『テ・ファリキ』」という三つの視点から

述べてきた。そこから得られる学びは多岐かつ膨大なものがあるのだが、絶対に忘れてはならないことがある。それは、語源的問題は別として、必ずしも「学ぶこと＝真似ること（無批判的な直輸入）」的な図式は成り立たないという点である。

近年の例で言えば、フィンランドやデンマークの教育の特長の礼賛的介绍を見聞する機会が増えた。しかし、私たちにできるのは日本の教育を改善するためのヒントを得ることだけであり、それをそのまま日本で実践できるかとなると、まるで別次元の問題である。

「水道方式・極地方式・教育の法則化・ポートフォリオ・百マス計算・音読・公文式・横峯式」など、マスコミ等で広く紹介された教育指導の内容や方法にふれると、最も重要である子どもの個性を看過・捨象し、それを無思慮・無批判に導入しようとする習癖が教育実践現場には時々見られる。

要するに、国内外を問わず、自分の周囲や背景にあるものとは異なる文化の中で展開される教育をそのまま導入（輸入）しようとしても、そこには本質的な困難性がついて回ることを忘れてはならない。ニュージーランドの就学前教育を真似ることはできても、それを日本の中で展開・発展させるために必要不可欠な精神文化的素地が醸成されていなければ、数多い事例と同じように、単なる一時的流行で終わってしまう。筆者自身、「(日本版) プレイセンター」の萌芽形成過程の中でそれを痛切に感じてきた。

親（保護者）自身による子育ての相互支援・乳幼児教育の協働的展開という「プレイセンター」の理念は、日本の従来型「子育て支援」をさらに一段階進歩・進化させるための鍵を握っている。だが、「誰かがやってくれる・誰かにやってもらう」という発想が一般化している日本の若い世代の父母たちに、「プレイセンター」の実践を期待するのは、いかんせん難しいことである。

極めて残念なことに、少なからぬキウイ（ニュージーランダー）の行動や言動に垣間見られる「自分のことは自分です」という発想や考え方が、どうやら私たち日本人の中には希薄である。もしくは、まだ育っていない。実はこの点こそ、「ニュージーランドから学ぶべき」ことの中核にあるのではないかと述べ、本稿の締めくくりとしたい。

【付記】

New Zealand Playcentre Federation

Northland Associationにおける現地調査

【現地調査の概要】

相模女子大学より2011年度海外研究渡航費補助を受けた筆者は、下記日程でNew ZealandのNorthland地方を中心とするPlaycentre、および、Te Kohanga Reoのフィールドワークを行なった。

今次現地調査の主目的は、これまでの文献や資料に基づく研究成果のさらなる拡充にある。それゆえ、「セッション（子どもとおとなが『遊び』の時間と空間を共有する活動）」にしる「ワークショップ（父母や保護者たちによる一種の『自主ゼミ』）活動」にしる、その準備作業から後片付けにいたるまでの全ての過程に参加することを目指した。

他所でも述べたように、Playcentre活動の特徴の一つは「草の根（自然発生）」的な発祥にあり、その起源を明確な形で特定することは困難だ。

確かに、「1940年代前半、Auckland・Wellington・Christ Churchの三大都市において、それは同時多発的に誕生した」との通説はある。だが、一家の働き手をイギリスの友軍として戦場に送り出した後の母親たちにより展開された、「支え（育て）合い・学び合い・育ち合い」がPlaycentre活動のルーツ（原型）であるとすれば、上記都市周辺部ではなくむしろ、農業や林業や牧畜業を主な産業とする農村部の方にこそ、より原型に近いPlaycentre活動があるものと考えられる。

そこで今回は、先住民Maoriと白人との間で交わされた画期的な相互人権擁護条約（ワイタンギ条約）の締結地として知られるWaitangi、あるいは、Whangareiを中心とするNorthland地方にフィールドワークの拠点をおくことにした。

なお、レンタカーによるニュージーランド国内の移動は、鉄道やバスなどの交通網が未整備であると同時に、人口密度の低さやその偏在という観点からの選択である。「一日に数ヶ所を駆け足的に訪問する」という芸当ができる国ではなく、また、それは決してすべきではないだろう。

訪問先の紹介と連絡調整作業には、New Zealand Playcentre Federation（ニュージーランドプレイセンター連盟）の公認指導員であるKana Parr Whalleyさんから多大な協力を得た。今次調査旅行後半におけるAuckland市内二ヶ所のプレイセンタでのセッション、また、Birkenhead Playcentreで展開された父親たちとのワークショップは、彼女の協力がなければ決して実現しなかった。ここに記してお礼申し上げたい。

【訪問と滞在の記録】

出国から帰国に至るまでの全日程は下記の通り。

2011年8月7日	NZ90便（夕刻発）にて成田からAucklandへ機内泊
8月8日	Auckland（早朝発）からレンタカーにてPaparoaへ移動
8月9日	午前中：Paparoa Playcentreのセッション全過程に参加 午後：Pukearenga Te Kohangareoのセッション全過程に参加
8月10日	Kauri博物館およびKiwi博物館を見学
8月11日	午前中：Kaiwaka Playcentreのセッション全過程に参加 午後：レンタカーにてKerikeriへ移動
8月12日	午前中：Kerikeri Playcentreのセッション全過程に参加 午後：Waitangi歴史博物館を見学
8月13日	日中：レンタカーにてKerikeriからAucklandへ移動 夜間：Birkenhead Playcentreのワークショップに参加

- 8月14日 Auckland 博物館を見学
 8月15日 午 前 : Beach Heaven Playcentre のセッション全過程に参加
 8月16日 NZ99 便 (早朝発) にて Auckland から成田へ (夕刻着)

【特記事項】

Paparoa Playcentre では、訪問する早々、馬に跨りそこに通ってきた若い母親と子どもの姿に目を奪われた。いかにも農村！という感じであり、プレイセンターの柵の外側に繋がれ、静かにセッションの終了を待つ白馬に子どもたちが、嬉しそうに草を食ませていたのは微笑ましかった。

訪問当日は、「普段はオーストラリアで働いている」若く愛想の良い父親と、もう一人、髭面で強面の父親の二名がセッションの当番として参加しており、彼らと一緒に子どもたち相手の力仕事系遊びを展開しつつ、子育てについての父親としての考え方や基本的態度を聴くことができた。コーヒークップを手に若い父親が、嬉しそうに「自分もプレイセンターに通わせてもらっていた。あの時代に、父親や母親が自分たちのためにそこでしてくれたことを、今度は自分が自分たちの子どもにしてやるんだ」と語っていたのは、非常に印象的であった。

「プレイセンターの保護者にプレイセンター育ちが多い」という事実は、バークンヘッド・プレイセンターでの父親たちとのセッションでも、かなり明確に看取できたところである。

Pukearenga Te Kohanga Reo は、上記 Paparoa Playcentre から歩いて数分の場所にある。

「コハンガ・レオ (「言葉の巢」の意)」は、マオリの子どもたちを対象とする、「マオリ文化 (とりわけ、文化の象徴としてのマオリ語) の正しい継承」を目的とする政府公認の就学前教育機関であり、施設内における子どもたちとオトナとの会話はすべて、彼らの母言語たるマオリ語で行なわれる。

もち論、オトナたちは英語を話す。だが、それは久保田と会話する時だけに限られ、しかも、それが子どもたちの耳に入らぬよう、小声にしているのが印象的であった。室内の各種掲示物はマオリ語のみ、もしくは、マオリ語と英語が併記されているものがほとんどであった。

ちなみに、マオリの挨拶として「鼻と鼻を擦り合わせる」という様式があり、当日の指導リーダーであった巨漢の父親とのそれは、筆者にとって初めての経験ということもあり、正直言って照れ臭いものだった。

Kauri 博物館と Kiwi 博物館へは、近隣のプレイセンターでのセッションがなかったことと同時に、New Zealand 文化の源流に関する示唆を得る目的で出向いた。ちなみに、Kauri は New Zealand 特産の木材であり、先住民マオリだけでなく、ニューカマーであるヨーロッパ人 (とくにイギリス人) たちの日常生活とも深く関わってきた植物である。Kiwi については説明するまでもないだろう。New Zealand の国鳥、「飛べない鳥」の代名詞の一つである。

Kaiwaka Playcentre は、幹線道路から近いポイントにありながら、静かで落ち着いた雰囲気の中にあった。建物的には古く、また、粗末なものであったが、だからこそ、父母 (保護者) たちによって大切に使われている感じが、スーパーバイザーとの会話などから強くした。

南半球にある New Zealand の8月は、言うまでもなく冬である。しかし、それでも屋外で水と戯れている子どもやオトナの姿を眺めていると、「寒いから」というオトナの都合や論理を優先せず、「これで遊びたい！」という子どもの気持ちや欲求が核に置かれているこの国の子育て・保育文化の一端が垣間見られたように思った。

Kerikeri Playcentre は、今回の訪問先の中で最も北に位置している。しかし、南半球であるのでそれは最も温暖な地にあることを意味する。丘の中腹に建つ舎屋へ辿り着くまでの散歩道からは、川や小沼や水鳥などが見られ、極めて牧歌的な風景であった。

暖かな陽光を浴びて遊びまくる子どもたちやオトナに混じり、園庭で堂々と赤ちゃんにオッパイをあげている母親がいた。人前で、乳房から直接母乳を与えることを「ブレス・フィーディング (breath feeding)」と呼ぶが、それを伝統文化の一つとして持っているマオリ女性ならともかく、白人の母親のさりげなく周囲に溶け込んでいる授乳の風景に、何かホッとするものがあつた。このような状況下だと、

わざと目を逸らしたりするような素振りとは、奇妙で失礼なものとして映るのだと思う。

Aucklandに戻って出向いたBirkenhead Playcentreでの「ワークショップ」は、今回のNew Zealand訪問におけるハイライトとなった。それは、プレイセンター活動に参加する父親たちだけの、「子育て」をめぐる貴重なフリートークやディスカッションの場であり、彼らの行動や言動や思考の様式が、「父親の子育て参加」をわざわざスローガンとして言葉にしなければならないわが国のそれと、いかに大きく異なっているかを痛感する絶好の機会となったからである。

ダニエル（スウェーデン国籍）・アンディ（プレイセンター活動歴が六年以上）・グレッグ（アメリカ国籍）・パトリック（ダンスの先生）・ジョリアン（3歳の息子のためにプレイセンターで活動中）・クレイク（工業高校の教員）たちとの二時間半以上に渡るディスカッションから得られた示唆の詳細は、別の機会において是非とも詳細に述べたいし、プレイセンター活動に参加する父親たちの子育て意識は、今後における重要な研究課題だと認識している。

「親にとっても子どもにとっても『色々な人がいる』という真実を知る絶好の機会だ」「正直言うと『ワークショップ』は面倒くさい（笑）」「みんなで自分たちの事を決めて実行するという点が面白い」「父母たちによるコミュニティー、あるいは組織としてのプレイセンターが魅力だ」「オトナと子どもとの関係をより深く広く考えてみたからここにいる」等の言葉は、「代行」と「支援」とを混同しがちなわが国の「子育て支援（少子化問題に対応するための政策としての）」を批判的に検討し議論するための、実に多くの示唆を含んでいると思っている。

今回最後の訪問先となったBeach Heaven Playcentreは、Auckland市北部／ノースショアと称される住宅エリア内にあって、かつての一軒家だった建物に父母（保護者）たちが徐々に色々な手を加えて作り上げたものだそう。スーパーバイザー（指導役の母親）が、新入参加者の子育て相談に乗っていたり、本の読み聞かせを指導している一方で、子どもたちと一緒にクッキーを焼く保育当番の母親数名の動きが見事にテキパキしており感心した。

プレイセンターには、わが国の保育所や幼稚園のような専門職としての園長も保育士も教諭もない。しかし、そこに集うすべての母親や父親たちが、保育職者としての責任や役割を果たそうと努力し続けている。改めてそのことを思わされると同時に、「自分たちの子どもは自分たちで育てる」という当然かつ自然な発想が消えかけているわが国の現状を、静かに憂えざるを得ない。

（2012年1月31日 脱稿）

【参考情報】

Paparoa Playcentre	543, Franklin Road, Paparoa, Northland
Pukearenga Te Kohanga Reo	State Highway, Paparoa, Northland
Kaiwaka Playcentre	542, Kaiwaka, Northland
Kerikeri Playcentre	32, Landing Rd., Kerikeri, Northland
Birkenhead Playcentre	16, Recreation Drive, Birkenhead, Auckland
Beach Heaven Playcentre	6, Drome View Drive, Beach Heaven, Auckland